

D-marina レンタルボートクラブ入会・利用方法

■入会資格

- ① 満18歳以上の個人。
- ② 個人以外の企業及び団体。
- ③ 小型船舶2級以上の免許を取得している方でシーマンシップを遂行できる方。

■申し込み～ご予約まで

- 1.必要書類（船舶免許証コピー、身分証明書のコピー、銀行印）をご用意いただき、D-marinaにてレンタルボートクラブ入会申込書に必要事項を記入。
↓
- 2.自動振替申込書にご記入及び押印いただき、入会金・月会費2ヶ月分をお支払いください
↓
- 3.D-marinaにて書類をご提出後、審査を致します。（場合によってはお断りすることもございますので予めご了承くださいませ。）
↓
- 4.審査結果をお客様にご連絡いたします。（書類がD-marinaに届きまして1～2日以内にはご連絡いたします。）
↓
- 5.お電話にて、決定した会員番号をお伝えいたします（審査完了）。
↓
- 6.初回安全講習のご希望日時をご予約ください。

■お申し込み書類

- ① 入会申込書に必要事項をご記入ご捺印の上、提出してください。
- ② 申し込み時、海技免許のコピー、運転免許証のコピー、自動引落申込書、法人・団体を証明できるもの添えて提出してください。
- ③ 法人・団体会員においての船長登録の申請は、海技免許のコピー、顔写真を添えて提出してください。（船長登録した方のみレンタルボートのご利用が可能です。）

必要書類	個人会員	法人会員
船舶免許書コピー	○	代表者及び船長
住民票または身分証明書	○	代表者
銀行印（自動振替用）	○	代表者

■入会金と月会費

会員種別	入会金（税込）	月会費（税込）
個人会員	22,000円	1,100円
法人・団体会員	44,000円	3,300円

~~※法人団体会員の月会費については5名まで3,300円（税込）、5名単位で
増えるごとに3,300円（税込）が追加となります。~~

※退会された場合の入会は当初と同じく入会金をお支払いいただきます

■入会金・月会費のお支払い

- ① 入会金は入会時にお支払いいただきます。（入会時にお支払いが無い場合、入会をお断りすることがあります）
- ② 月会費は新規入会の際2ヵ月分（当月と翌月分）を入会金と共ににお支払い頂きます。

■会費支払い

- ① 弊社指定の自動振替申請をしていただきます。申請終了後（約2ヶ月後）毎月26日に翌月分の会費を申請いただいた金融機関より引き落としとなります。（引落手数料は110円（税込）となります）
引落不能の場合、翌月にまとめて引き落としさせていただきます。

■ご予約方法

- ① レンタル予約は2ヶ月前～前日まで受付いたします。
- ② **予約は3回まで可能です。**（1回の予約を消化後、次の予約を取ることができます）但し、予約制限のかかった会員は決められた回数となります。
- ③ 電話またはウェブにて、ご利用日・ご利用時間をご予約ください。
（電話での予約受付は9時～17時までとなります）
- ④ 電話予約は必ず会員番号をお伝えください。
- ⑤ 予約受付後でも、会費未納等の場合には予約を取り消しさせていただきます。
- ⑥ 予約受付後でも、会員資格を偽った場合等は予約を取り消しさせていただきます。

※ ウェブ予約ID _____ 初期パスワード _____

■キャンセルについて

- ① ご予約の3日前（午後5時以降）のキャンセルにつきましては、キャンセル料金5,500円（税込）が掛かります。但し、当日のキャンセルの場合はレンタル料金全額が掛かります。ネットでのキャンセルはご予約日の3日前以降はできませんのでご注意ください。その場合はお電話にて承ります。
- ② 悪天候等により出航停止の判断を当マリーナがした場合キャンセル料はいただきません。
- ③ 特別な理由なくキャンセルを繰り返す会員は、キャンセル件数10件毎に3回ある予約回数が1回ずつ減となります。

■利用日・ご利用時間

- ① マリーナ営業日
（営業日は変更する場合があります）
 - ◆1日の時間区分
9：00～16：00
 - ◆半日の時間区分
午前便9：00～12：00
午後便13：00～16：00
 - ◆夏季（3月～9月）は6：00～
 - ◆冬季（10月～2月）は7：00～の出航が可能です。
- ② 定休日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日に変更）

■利用料金

- ① レンタルボート料金 + 燃料代 = 利用料金
- ② レンタルロッドや追加のアンカーなど別途料金となります。

■初回講習

- ① 入会后必ず、安全航行、マナー、操船実技、ルール等の講習を受けていただきます。講習時間は約2時間。
講習料は有料となります。11,000円(税込)
- ~~② 法人の場合、船長登録者全員の講習が必要となります。~~

■出航～帰港

出航前

- ✓ 会員証・海技免許をフロントに提示し、予約を確認してください。
- ↓
- ✓ 出航届けに必要な事項を記入してください。

出航時

- ✓ 出航前に必ずスタッフと共にレンタル艇の点検、現状（プロペラや船体の傷・ガソリン量、法定備品等）確認します。
- ↓
- ✓ 乗船の際は必ず全員ライフジャケットを着用してください。

出航後

- ✓ 安全第一にて海を楽しんでください。
- ↓

帰港後

- ✓ 帰港後にご利用したレンタルボートに忘れ物がないか確認してください。
(ゴミは必ずお持ち帰り下さい)
- ✓ スタッフと共にご利用したレンタルボートの点検、現状確認（船体・エンジン・法定備品等の損傷チェック）をします。
- ↓
- ✓ 下船をしていただいた後、使用した燃料を検量いたします。

精算

- ✓ フロントにて精算をしていただきます。

■事故及び救助について

- ① 事故については、加入するモーターボート保険の運用を受けることができます。
(事故の状況によりモーターボート保険の運用を受けることができない場合があります)

■その他、艇及びマリーナの利用について

- ① ご利用区域は観音崎と富津岬を結ぶ北側（平水区域）内となります。
- ② 気象状況等により、出航停止または航行区域の変更をお願いする場合があります。
- ③ 予約後においても、艇の不具合等によりご利用をお断りする場合やご利用艇の変更をお願いする場合があります。
- ④ 会員は、マリーナ内および航行中（海上）において、同伴者のすべての行動や支払い等に関して責任を負うものとします。
- ⑤ 会員は必ず同乗し、船長としての責任で安全航行してください。
- ⑥ 操船は会員様限定とさせていただきます。
- ⑦ 駐車場（有料）は駐車スペースに限りがありますので、満車の場合は、お近くの駐車場をご利用ください。

■初心者講習・スタッフガイドサービス

- ① 初心者の方は、希望により別途講習を有料にて承っております。
スタッフ同乗料金 半日16,500円（税込）1時間6,600円（税込）

■退会要件

- ① 退会の場合は1ヶ月前にご連絡（電話、FAX、E-mail）していただき、後に当社より退会届を送付し、返送ください。
(退会のご記入いただいた退会日から1か月後になります)
- ② 2ヶ月間、月会費のお支払いがなかった場合はその時点で退会とみなし、2ヵ月分の会費をご請求いたします。

D-marina レンタルボートクラブ会則

第一章 総則

(名称)

第一条 本クラブは、D-marina レンタルボートクラブ（以下本クラブ）と称します。

(目的)

第二条 本クラブはD-marina が所有する船舶（以下クラブ艇という）を利用し会員相互の親睦を図り、明朗健全な社交機関としてマリレジャーの普及発展に寄与することを目的とします。

(運営)

第三条 クラブはD-marina が管理運営します。

(事務所)

第四条 本クラブの事務所はD-marina 内に置きます。

第二章 会員

第五条 本クラブの会員は個人会員及び法人・団体会員を原則とします。

第三章 会員資格

(会員資格条件)

第六条 1、個人会員は年齢18歳以上でクラブの趣旨に賛同し会員としてふさわしい品位と信用があり海を愛し誇りを持って、シーマンシップを遂行できる方とします。

2、法人・団体会員は個人以外の企業及び団体等とします。

3、暴力団および之に準ずる団体の構成員等は加入できません。

第七条 1、会員資格は、下記の手続きを経て、弊社に所定の入会金および会費の支払い後に資格を取得します。

2、クラブに入会を希望する方及び法人・団体は、別に定める入会申込書と必要書類を提出し、D-marina の承認を得たうえ入会金および会費を納入していただきます。

3、入会金および会費の支払い方法についてはD-marina において別に定めるところによります。

第八条 入会金および会費は納入後これを返金いたしません。

第九条 会員資格は譲渡および貸与できません。

(会員資格の喪失)

第十条 会員は次の場合、資格を喪失します。

1. 会費およびその他の費用・代金を2ヶ月以上滞納し、正式の請求があっても納入しない場合。

2. 除名。

3. 死亡。

4. 18条により本クラブが解散した場合。

5. 退会。

6. 法人・団体の解散または合併したとき。

(会員資格の一時停止および除名)

第十一条 会員が次に該当する場合D-marina はその資格を一時停止もしくは除名することができる。

1. 本クラブの名誉を毀損し、秩序を乱すような行為をしたとき。

2. 本クラブ会則および諸規則に違反したと認められたとき。

3. 本人および同行者が暴力団およびこれに準ずる団体の構成員等と判明した場合。

4. 資格停止中は本クラブ艇およびクラブ施設を利用できません。

第四章 会員の権利・義務

(会員利用カード)

第十二条 D-marina は会員に別に定めた会員証を発行する。

1. 会員証は、譲渡、貸与、質入等ではできません。

2. 会員証を紛失した場合は、直ちにD-marina に通知し、再発行の手続き（有料）をしてください。

3. 会員証がないと会員としての権利が認められません。

(会費の支払い等)

第十三条 会員は別に定められた会費および利用料金を支払うものとします。

1. 会費は入会するその月から支払うものとし、最低6ヶ月以上の継続加入期間が必要です。

2. 退会する場合は1ヶ月前までに連絡し、書面の取り交わしが必要です。

3. 2ヶ月間会費が未払いの場合は退会処分となりますが、その期間の会費の請求は致しません。

(施設利用範囲および方法)

第十四条 会員は本規則及び別に定める利用規則に従い、クラブ艇を利用することができます。

1. 利用に際しては必ず会員証と海技免状の提示が必要です。

2. クラブ艇の利用に関しては必ず係員の指示に従うものとします。

第五章 雑則

(事故の責任)

第十五条 1、D-marina は会員のクラブ艇の使用に際し、D-marina に故意または明らかな過失があった場合を除き生じた事故の損害に関しては一切その責任を負いません。

2、会員は、会員及び同乗者のクラブ艇使用に際し、自らの過失によりD-marina、クラブ艇、第三者に与えた損害に対してはその賠償責任を負うものとします。

(事故の状況により、D-marina が加入するモーターボート保険の運用を受けることができます)

(クラブ艇の廃止及び利用制限)

第十六条 D-marina は、天変地変、法令の制定改廃、行政指導、社会経済情勢の急変、その他やむを得ない事由によりクラブの運営に支障をきたした場合は、クラブ艇の一部もしくは全部を廃止もしくは利用制限する場合があります。この場合、会員は補償のほか、同等の請求、異議を申し立てることはできません。

第十七条 D-marina はクラブ艇を全廃する場合、災害等やむを得ない場合を除き、その1ヶ月前までに会員に通告します。

(営業的利用の禁止)

第十八条 D-marina 会員、法人会員は、ボート賃貸業、遊覧船事業、遊漁船事業その他自己の営業目的でクラブ艇を利用してはなりません。

ただし、事前に所定の書面にて届出を行い、当社が許可した場合は、この限りではありません。

(解散)

第十九条 D-marina は、クラブ艇を全廃する場合、やむを得ない場合が生じクラブを解散する場合は下記の措置をとることができます。

1. 納入済みの会費（月払い分）については返還できないものとします。

2. D-marina はその場合、利用料金等未払いのある会員に対しては、会費からこれを控除してその残額を支払うものとします。（相殺できない会員には請求させていただきます。）

(休日)

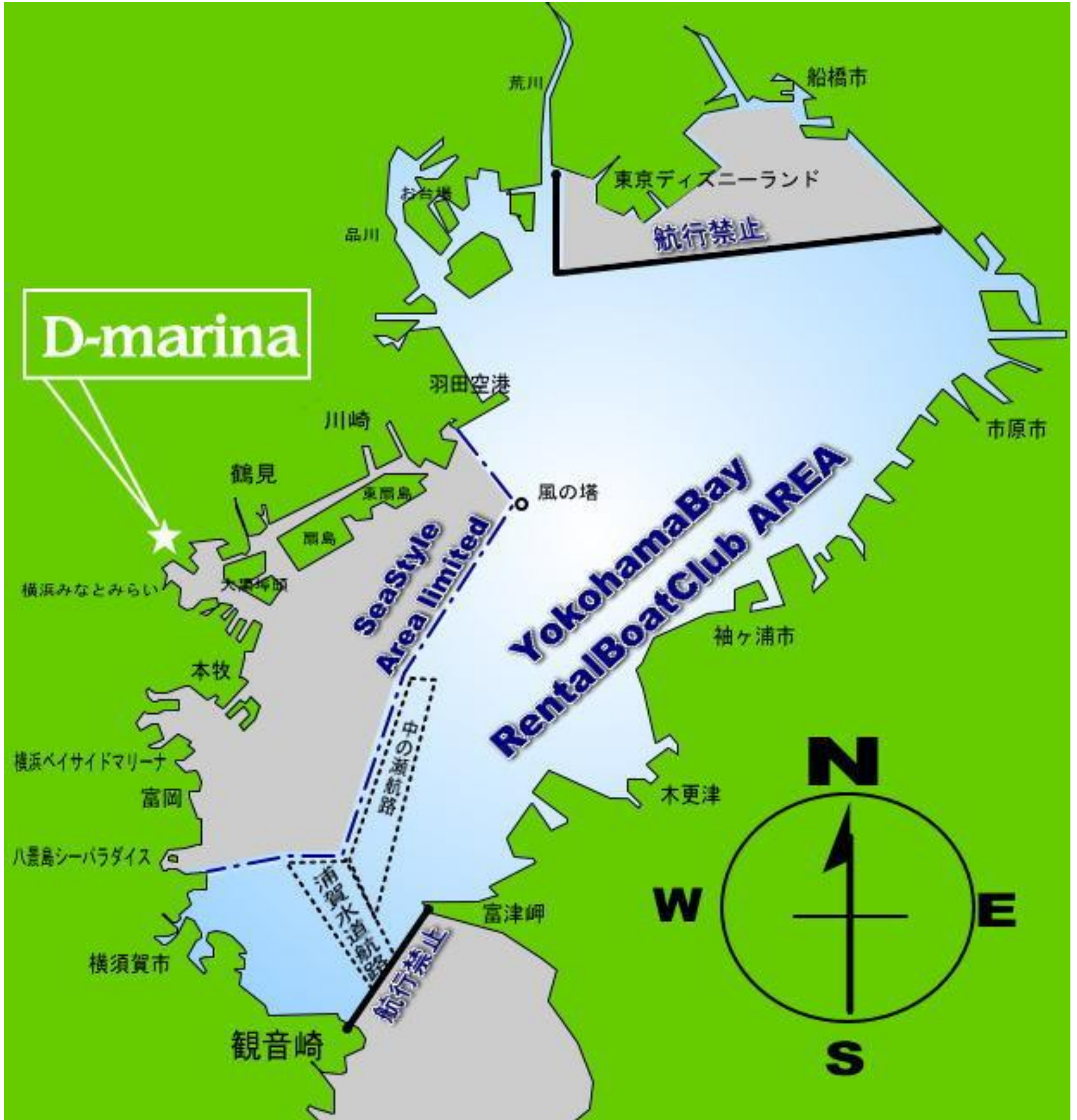
第二十条 D-marina はクラブ艇のメンテナンス、または何らかの事情により利用が不可能と認められた場合など管理運営上やむを得ないと判断されたときは、必要最低限の臨時休業を設けたり、利用制限を行うことができます。

(細則)

第二十一条 D-marina はこの会則、クラブ艇を変更することができ、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

(付則) 2019年度会則 本会則は2019年10月1日より発行するものとします。

航行可能エリア



ボートライフへの第一歩